

# 事業系ごみの 分け方・出し方

事業系ごみの適正な分別を徹底して、ごみの減量化を!

## ごみステーションに、 事業系ごみは出せません!

事業系ごみをごみステーションに出す行為は量の多少に関係なく不適正排出と見なされます。

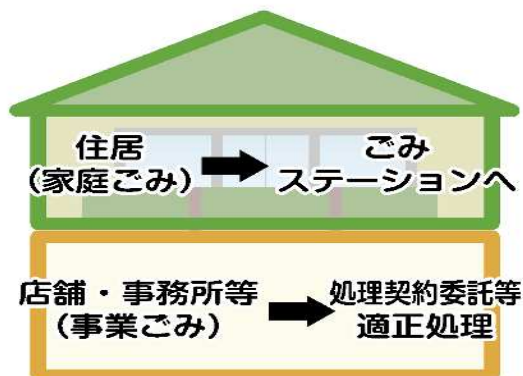
※廃棄物処理法に違反する行為であり、悪質な場合は処罰されます。

※事業所から出る資源化物をごみステーションなど拠点回収所へ持ち込むことは出来ません。



## ☆店舗兼住居の建物の場合は ごみを別々に処理してください。

店舗・事務所等と住居が同一建物であっても、家庭ごみと事業ごみをそれぞれ分別して適正に排出してください。



## 事業系ごみの処理方法は、法律によって決められています

事業系ごみの処理に当たっては、自己処理するか、県や市から許可を受けた業者に委託して処理する必要があります。

許可には、一般廃棄物と産業廃棄物に関するものがそれぞれにありますので、委託する場合には注意が必要です。

なお、許可を持たない不用品回収業者等に回収を依頼することはトラブルになる場合もあるため注意が必要です。



令和 年 月 日

利用者名 様

指定障害福祉サービス事業者名  
代 表 者 名 印  
連 絡 先

介護給付費・訓練等給付費の受領のお知らせについて  
(法定代理受領のお知らせ)

利用者名 様に提供した下記のサービスに要した費用について、岡山市から下記のとおり利用者様に代わり支払いを受けましたので、お知らせします。

このお知らせの内容に疑義がある場合は、当事業所もしくは岡山市にお問い合わせ下さい。

記

サービス提供年月	令和 年 月 又は、令和 年 月 日～令和 年 月 日	
サービス内容		
受領日	令和 年 月 日	
代理受領金額 (A) - (B) + (C)	金 円	
代理受領額の内訳	サービスに要した費用の全体の額 (A)	金 円
	利用者負担額 (B)	金 円
	特定障害者特別給付費 (補足給付費) (C)	金 円

※ サービスに要した費用の全体の額については、別紙（明細書）を添付するか、計算過程を記載してください。

変更届に係る添付書類確認表（令和5年9月以降）

R6.4.1以降変更予定

指定事業者・施設は、指定された内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を提出する必要があります。ただし、事業所（施設）の名称・所在地（設置の場所）の変更、定員の増減（定員減は、算定される単位数が増えるものに限る）、共同生活住居の増等に関しては変更予定日の属する月の前月15日までに届け出てください。  
また、介護給付費等の請求に関する事項については、毎月15日までに届出があった場合に翌月1日からの算定となります。（福祉・介護職員処遇改善加算の新規申請の場合のみ前々月末までに届け出てください。）

【提出する書類】

- 1 変更届出書（様式第4号）
- 2 添付書類（次の表を参考にしてください）
- 【報酬単位及び加算を算定（変更）する場合は 上記1・2に加えてください】
- 3 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（様式第2号）
- 4 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表（様式第2号別紙）
- 5 基本報酬・各加算ごとの届出書

変更届出書の番号	変更する事項	居宅介護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	障害者支援施設	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	添付書類	
		重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護															
1	事業所(施設)の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・付表 ・運営規程 (・業務管理体制変更届出書)
2	事業所(施設)の所在地 従たる事業所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・付表 ・設備・備品一覧表 ・運営規程 ・消防法の適用確認 ・事業所の平面図 ・賃貸契約書・建物の登記事項証明書 ・事業所内外の写真 ・建築物関連法令協議記録 ・案内図 ・建物の構造概要 (・業務管理体制変更届出書)
10	共同生活援助住居追加	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	上記2に追加 ・勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・別紙 利用者の障害支援区分 ・別紙 共同生活援助に係る体制
3・4	申請者の名称 主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・運営規程 ・法人履歴全部事項証明書 (・業務管理体制変更届出書)
5	代表者の氏名及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・法人履歴全部事項証明書 ・法第36条第3項各号及び暴力団員でないことの 規定等に該当しない旨の誓約書 (・業務管理体制変更届出書)
6	登記事項又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・法人履歴全部事項証明書
7	提供する障害福祉サービスの種類	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	重度障害者等包括支援を除く他のサービス等については、個別に指定申請の必要があります。
8	第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

変更届出書の種別	変更する事項	居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	障害者支援施設	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	添付書類	
9	事業所の平面図及び設備の概要	○	—	○	—	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図</li> <li>・設備・備品等一覧表</li> <li>・居室面積等一覧表</li> <li>・変更箇所を撮影した写真</li> <li>(・消防法の適用確認)</li> <li>(・建築物関連法令協議記録)</li> </ul>
10	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	—	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図</li> <li>・設備・備品等一覧表</li> <li>・居室面積等一覧表</li> <li>・変更箇所を撮影した写真</li> <li>・消防法の適用確認</li> <li>・建築物関連法令協議記録</li> <li>・建物の構造概要</li> </ul>
	作業場（出張所）の追加	—	—	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図</li> <li>・設備・備品等一覧表</li> <li>・消防法の適用確認</li> <li>・建築物関連法令協議記録</li> <li>・地図（案内図）</li> <li>・作業場内外の写真</li> <li>・賃貸契約書・建物の登記事項証明書</li> <li>・建物の構造概要</li> </ul>
11	管理者の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付表</li> <li>・経歴書</li> <li>・実務経験証明書</li> <li>・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・組織体制図</li> <li>・法第36条第3項各号及び暴力団員でないことの規定等に該当しない旨の誓約書</li> <li>・就任承諾書</li> <li>・実務経験証明書</li> </ul>
	管理者の住所変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付表</li> <li>・経歴書</li> </ul>
	管理者の氏名変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付表</li> <li>・経歴書</li> <li>・氏名変更が確認できる書類(戸籍抄本等)</li> </ul>
12	サービス提供責任者の変更	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付表</li> <li>・実務経験証明書（2級ヘルパーの場合）（行動援護・同行援護を行う場合）</li> <li>・資格を証する書類</li> <li>・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・組織体制図</li> <li>・経歴書</li> <li>・実務経験証明書</li> </ul>
	サービス提供責任者の住所変更	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付表</li> <li>・経歴書</li> </ul>
	サービス提供責任者の氏名変更	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付表</li> <li>・経歴書</li> <li>・氏名変更が確認できる書類(戸籍抄本等)</li> </ul>
	サービス管理責任者の変更	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付表</li> <li>・経歴書</li> <li>・実務経験証明書</li> <li>・資格を証する書類</li> <li>・研修受講誓約書（参考様式11-2）（旧研修修了者・令和4年3月31日までの基礎研修修了者を配置する場合）</li> <li>・個別支援計画作成業務従事届出書（基礎研修修了者を2人目以降のサブ管として配置する場合）</li> <li>・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・組織体制図</li> <li>・就任承諾書</li> <li>・実務経験証明書</li> </ul>

変更する事項		居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	障害者支援施設	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	添付書類
13	サービス管理責任者基礎研修修了者を生活支援員等として配置	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付表</li> <li>・ 経歴書</li> <li>・ 資格を証する書類</li> <li>・ 個別支援計画作成業務従事届出書（基礎研修修了者を生活支援員等として配置する場合）</li> <li>・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（職種欄に計画作成業務に従事することが分かるように記載 例：生活支援員（計画作成））</li> <li>・ 組織体制図</li> </ul>
	サービス管理責任者の住所変更	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付表</li> <li>・ 経歴書</li> </ul>
	サービス管理責任者の氏名変更	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付表</li> <li>・ 経歴書</li> <li>・ 氏名変更が確認できる書類（戸籍抄本等）</li> </ul>
14	運営規程															
	職員の職種・員数、職務の内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付表</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 従業者の資格を証する書類</li> <li>・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・ 組織体制図</li> </ul>
	営業日・営業時間、サービス提供日、サービス提供時間	○	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付表</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・ 組織体制図</li> </ul>
14	定員	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体制等届出書</li> <li>・ 体制等状況一覧表</li> <li>・ 付表</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・ 組織体制図</li> <li>・ 利用者の障害支援区分等（生活介護のみ）</li> <li>・ 共同生活援助に係る体制（共同生活援助）</li> <li>・ 平面図（利用居室に変更のある場合）</li> <li>・ 様式第3号（生活介護、就労継続支援A型・B型、障害者支援施設の定員を増加するとき）及びこれに伴う添付書類</li> </ul>
	定員（就労継続支援A型での定員増の場合）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記 定員必要書類に追加</li> <li>・ 直近会計年度の経営実績（就労支援事業別事業活動明細書等）</li> <li>・ 収支計画書（定員変更から2年分）</li> <li>・ 作業量の積算根拠資料</li> </ul>
	利用者から徴収する費用の額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付表</li> <li>・ 運営規程</li> </ul>
	サービスを提供する主たる対象者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

変更届出書の番号	変更する事項		居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	障害者支援施設	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	添付書類	
		各サービスの内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・付表 ・運営規程
		通常の事業の実施地域	○	—	○	—	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	・付表(居宅介護等のみ) ・運営規程
15		事業所の種別(併設型・空床型・単独型の別)	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・付表・運営規程 ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図・平面図 ・居室面積等一覧表・設備・備品等一覧表 ・社会福祉施設設置変更届(副本の写し)
16		併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・付表・運営規程 ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図・平面図 ・居室面積等一覧表・設備・備品等一覧表 ・社会福祉施設設置変更届(副本の写し)
17		協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・付表 ・事業所と協力医療機関の位置図 ・協力医療機関との契約書 (嘱託医契約書とは別物です)
18		医療機関との協力体制の概要	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	様式任意
19		連携する公共職業安定所その他関係機関の名称	—	—	—	—	—	—	○ 就労移行支援のみ	—	—	○	—	—	—	—	—	・付表
20		関係機関との連携体制その他適切な支援体制の概要	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・付表 ・他の障害福祉サービス事業者など関係機関との連携及び支援体制
		受託居宅介護サービス提供に係る委託契約書の写し	—	—	—	—	—	○ 外部サービス利用型のみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・委託契約書の写し
		併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	・併設する施設の概要
		障害福祉サービス事業等変更届(岡山市障害福祉課へ提出)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

変更する事項	居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	障害者支援施設	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	添付書類
--------	---	------	------	------	------------	--------	---------	------------	------------	--------	----------	----------	--------	--------	------

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出

(基本報酬)	【提出書類】 ①変更届出書(様式第4号) ②添付書類 ③介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書(様式第2号) ④介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表(様式第2号別紙) ⑤基本報酬・各加算ごとの届出書														
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

21

介護給付費等の請求に関する事項	基本報酬の算定区分	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	・就労定着者の状況
	基本報酬の算定区分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	・スコア表2-1,2-2 ・就業規則の写し (多様な働き方での評価項目に該当する部分) ・地域連携活動実施状況報告書 (該当事業所のみ) ・スコア方式による評価内容を公表していることが分かるホームページ等の印刷 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図
	基本報酬の算定区分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
	基本報酬の算定区分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	・就労継続者の状況

(各種加算)	【提出書類】 ①変更届出書(様式第4号) ②添付書類 ③介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書(様式第2号) ④介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表(様式第2号別紙) ⑤基本報酬・各加算ごとの届出書														
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

21

介護給付費等の請求に関する事項	送迎加算	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	・送迎加算に係る利用者の状況(該当時)
	食事提供体制加算	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	・運営規程(食事提供費用の記載) ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・委託契約書の写し(第三者に委託する場合)
	栄養士配置加算	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・資格証(・実務経歴証明書)
	栄養マネジメント加算	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・資格証(・実務経歴証明書)
	口腔衛生管理体制加算	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
	日中活動支援加算	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図



変更する事項	居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害 者等包括 支援	共同生活 援助	障害者 支援施設	自立訓練 (機能訓 練)	自立訓練 (生活訓 練)	就労移行 支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	就労定着 支援	自立生活 援助	添付書類
夜間職員配置体制加算・夜間看護体制加算	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 (・夜間看護体制加算に係る看護職員の状況)
看護職員配置加算 常勤看護職員配置加算	-	-	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・看護職員の資格を証する書類の写し
医療的ケア対応支援加算	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・看護職員の資格を証する書類の写し ・医療的ケア対応支援加算に係る利用者の状況及び受給者証等の写し
医療連携体制加算	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	・短期入所（５）・共同生活援助（７）の場合 ・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・看護職員の資格を証する書類の写し ・病院・診療所・訪問看護ステーション等との連携により看護師を確保している場合については 契約書等の写し ・重度化した場合における対応に関する指針
地域生活移行個別支援特別加算	-	-	-	-	-	○	○	-	○ 宿泊型のみ	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・資格証 (・嘱託医契約書)
精神障害者地域移行特別加算	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・資格証の写し
強度行動障害者地域移行特別加算	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・研修修了書の写し
強度行動障害者体験利用加算	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・研修修了書の写し
重度障害者支援加算（Ⅰ）	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・重度障害者支援加算に係る医師意見書により特別な医療が必要な利用者の状況及び受給者証等の写し（Ⅰ）
重度障害者支援加算（Ⅱ）	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	・重度障害者支援加算に係る利用者の状況及び受給者証等の写し、研修修了者の修了証の写し（Ⅱ）

変更する事項	居宅介護・ 重度訪問介護・ 同行援護・ 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	障害者支援施設	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	添付書類
重度障害者支援加算	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・重度障害者支援加算に係る利用者の状況及び受給者証等の写し、研修修了者の修了証の写し
人員配置体制加算	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・付表 ・人員配置体制加算に係る利用者の利用状況（生活介護） ・人員配置見直しに係る自主点検表 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る視覚障害者等の状況
福祉専門職員配置等加算	-	○	○	○ 共生型のみ	-	○	-	○	○	○	○	○	-	○	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・福祉専門職員の状況及び資格証（加算Ⅰ・Ⅱ） ・勤続3年以上の常勤の生活支援員等の状況実務経験証明書（加算Ⅲ常勤職員の勤続年数による場合） ・共生型短期入所の場合 地域貢献活動実施の確認書類
リハビリテーション加算	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・資格を証する書類の写し
個別計画訓練支援加算	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・資格を証する書類の写し
延長支援加算	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・対象者の生活介護個別支援計画書の写し ・営業時間が確認できる運営規程の写し ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図
目標工賃達成指導員加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	・工賃向上計画 ・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図
重度者支援体制加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	・重度者支援体制加算に係る利用者の利用状況 ・障害基礎年金1級受給者の受給者証の写し
重度障害者支援加算	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	・研修修了者の修了証の写し ・重度障害者支援加算に係る利用者の受給者証等の写し ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図

変更する事項	居宅介護 ・ 重度訪問介 護 ・ 同行援護 ・ 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害 者等包括 支援	共同生活 援助	障害者 支援施設	自立訓練 (機能訓 練)	自立訓練 (生活訓 練)	就労移行 支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	就労定着 支援	自立生活 援助	添付書類
重度障害者支援加算	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修修了者の修了証の写し</li> <li>・勤務の体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・組織体制図</li> <li>・強度行動障害を有する利用者の受給者証の写し</li> </ul>
通勤者生活支援加算	-	-	-	-	-	○	-	-	○ 宿泊型のみ	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤者生活支援加算に係る通勤者の状況</li> </ul>
地域移行支援体制強化加算	-	-	-	-	-	-	-	-	○ 宿泊型のみ	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付表</li> <li>・勤務の体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・組織体制図</li> </ul>
短期滞在加算・精神障害者 退院支援施設加算	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	
就労移行支援体制加算	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付表</li> <li>・勤務の体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・組織体制図</li> </ul>
就労支援関係研修修了加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付表</li> <li>・勤務の体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・組織体制図</li> <li>・就労支援員に係る実務経験及び研修証明書</li> </ul>
移行準備支援体制	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
夜間支援体制加算(Ⅰ・Ⅱ・ Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ)	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活住居の前年度平均利用者数算定表(別紙)</li> <li>・勤務の体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・共同生活援助に係る体制(別紙7)</li> <li>・組織体制図</li> </ul>
夜間支援体制加算(Ⅲ)	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活住居の前年度平均利用者数算定表(別紙)</li> <li>・勤務の体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・共同生活援助に係る体制(別紙7)</li> <li>・組織体制図                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が分かる書類</li> </ul> </li> </ul>
夜間支援等体制加算(Ⅰ・ Ⅱ)	-	-	-	-	-	-	-	-	○ 宿泊型のみ	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊型自立訓練の前年度平均利用者数算定表(別紙)</li> <li>・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・組織体制図</li> </ul>
夜間支援等体制加算(Ⅲ)	-	-	-	-	-	-	-	-	○ 宿泊型のみ	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊型自立訓練の前年度平均利用者数算定表(別紙)</li> <li>・勤務の体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・組織体制図</li> <li>・利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が分かる書類</li> </ul>
夜勤職員加配体制加算	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付表</li> <li>・勤務の体制及び勤務形態一覧表</li> <li>・組織体制図</li> </ul>

21 介護給付費等の請求に関する事項

変更する事項	居宅介護・ 重度訪問介護・ 同行援護・ 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	障害者支援施設	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	添付書類
特定事業所加算	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・ 特定事業所加算に係る届出内容
賃金向上達成指導員配置加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	・ 付表 ・ 利用者の就業規則 ・ (賃金向上計画書(経営改善計画書)) ・ 勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 組織体制図
社会生活支援特別加算	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	・ 従業員の資格 ・ 勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 組織体制図 ・ 資格を証する書類 ・ 研修の詳細を記載した資料
就労定着実績体制加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	・ 勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 組織体制図
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	・ 研修証明書
居住支援連携体制加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	・ 居住支援法人又は居住支援協議会との連携の計画等を示す文書
ピアサポート実施加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○ 報酬区分Ⅲ・Ⅳのみ	-	-	・ 付表 ・ 勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 組織体制図 ・ 研修修了書
ピアサポート体制加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	・ 付表 ・ 勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 組織体制図 ・ 研修修了書
サービス管理責任者配置等加算	-	-	○ 共生型のみ	-	-	-	-	○ 共生型のみ	○ 共生型のみ	-	-	-	-	-	【共生型サービスのみ】 ・ 付表 ・ 経歴書 ・ 資格を証する書類 ・ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・ 組織体制図 ・ 就任承諾書 ・ 実務経験証明書
訪問訓練あり	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	・ 付表 ・ 運営規程 ・ 勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 組織体制図
福祉・介護職員(等特定)処遇改善(特別)加算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	・ 岡山市HP当該加算についての掲載部分を参照

21 介護給付費等の請求に関する事項

※上記の事項については、あくまで例示ですので、実際の手続(必要書類等)については、岡山市事業者指導課にご相談ください。

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

事業所名	
報告区分（住居・従たる施設等名）	
事業所番号	

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分（※1）	人員配置区分 （※2）	その他該当する体制等		適用開始日
					地域区分		
各サービス共通					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他	
療養介護		1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上		1. I型 2. II型 3. III型 4. IV型 5. V型	身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり	
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり	
					情報公表未報告	1. なし 2. あり	
					特例対象（※5）	1. なし 2. あり	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	
					人員配置体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分（※3）	1. I（キャリアパス要件（I及びII及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 3. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす）	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分（※4）	1. I 2. II	
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
生活介護					施設区分	1. 一般 2. 小規模多機能	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					開所時間減算	1. なし 2. あり	
					開所時間減算区分 (※6)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満	
					短時間利用減算	1. なし 2. あり	
					大規模事業所	1. なし 5. 定員81人以上	
					医師配置	1. なし 2. あり	
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり (障害者支援施設以外) 3. あり (障害者支援施設)	
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり	
					情報公表未報告	1. なし 2. あり	
					人員配置体制	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・III 6. II・III	
					常勤看護職員等配置	1. なし 2. あり	
					常勤看護職員等配置 (看護職員常勤換算員数) (※16)	看護職員常勤換算員数 ( )	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. I 3. II	
					重度障害者支援 I 体制	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援 II・III 体制	1. なし 2. あり	
					リハビリテーション加算	1. なし 2. あり	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					延長支援体制	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 2. I 3. II	
					送迎体制 (重度)	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制 (就労定着者数)	就労定着者数 ( )	
					入浴支援体制	1. なし 2. あり	
					栄養改善体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
サービス管理責任者配置等 (※7)	1. なし 2. あり						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
中核的人材配置体制	1. なし 2. あり						
高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分（※1）	人員配置区分 （※2）	その他該当する体制等		適用開始日
短期入所					施設区分	1. 福祉型 2. 医療型 3. 福祉型（強化）	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					大規模減算	1. なし 2. あり	
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり	
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり	
					情報公表未報告	1. なし 2. あり	
					常勤看護職員等配置	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援加算（強度行動障害）	1. なし 2. あり	
					単独型加算	1. なし 2. あり	
					医療連携体制加算（IX）	1. なし 2. あり	
					栄養士配置	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 2. あり	
					日中活動支援体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分（※3）	1. I（キャリアパス要件（I及びII及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 3. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす）	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	
					福祉専門職員配置等（※7）	1. なし 2. I 3. II	
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
中核の人材配置体制	1. なし 2. あり						
重度障害者等包括支援					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり	
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
					業務継続計画未策定（※17）	1. なし 2. あり	
					情報公表未報告	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 2. あり	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分（※3）	1. I（キャリアパス要件（I及びII及びIII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. II（キャリアパス要件（I及びII）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 3. III（キャリアパス要件（I又はII）及び職場環境等要件のいずれも満たす）	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分（※1）	人員配置区分 （※2）	その他該当する体制等		
						適用開始日	
施設入所支援		1. 40人以下 2. 41人以上50人以下 3. 51人以上60人以下 4. 61人以上70人以下 5. 71人以上80人以下 6. 81人以上	1. 40人以下 2. 41人以上50人以下 3. 51人以上60人以下 4. 61人以上70人以下 5. 71人以上80人以下 6. 81人以上		定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					栄養士配置減算対象	1. なし 2. 非常勤栄養士 3. 栄養士未配置	
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり	
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり	
					情報公表未報告	1. なし 2. あり	
					地域移行等意向確認体制未整備（※12）	1. なし 2. あり	
					夜勤職員配置体制	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援Ⅰ体制	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援Ⅰ体制（重度）	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援Ⅱ・Ⅲ体制	1. なし 2. あり	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. Ⅰ 3. Ⅱ	
					夜間看護体制	1. なし 2. あり	
					夜間看護体制（看護職員配置数）（※14）	看護職員配置数（ ）	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					口腔衛生管理体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分（※3）	1. Ⅰ（キャリアパス要件（Ⅰ及びⅡ及びⅢ）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 2. Ⅱ（キャリアパス要件（Ⅰ及びⅡ）及び職場環境等要件のいずれも満たす） 3. Ⅲ（キャリアパス要件（Ⅰ又はⅡ）及び職場環境等要件のいずれも満たす）	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
					地域移行支援体制	1. なし 2. あり	
					地域移行支援体制（定員減少数）	定員減少数（ ）	
					障害者支援施設等感染対策向上体制	1. なし 2. Ⅰ 3. Ⅱ 4. Ⅰ・Ⅱ	
					中核の人材配置体制	1. なし 2. あり	
高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり						



提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
					施設区分	1. 機能訓練 2. 生活訓練 3. 生活訓練(宿泊型)	
自立訓練		1. 20人以下 2. 21人以上40人以下 3. 41人以上60人以下 4. 61人以上80人以下 5. 81人以上	1. 20人以下 2. 21人以上40人以下 3. 41人以上60人以下 4. 61人以上80人以下 5. 81人以上		施設区分	1. 機能訓練 2. 生活訓練 3. 生活訓練(宿泊型)	
					訪問訓練	1. なし 2. あり	
					視覚障害機能訓練専門職員配置	1. なし 2. あり	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					標準期間超過	1. なし 2. あり	
					身体拘束廃止未実施(※13)	1. なし 2. あり(障害者支援施設以外) 3. あり(障害者支援施設)	
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり	
					情報公表未報告	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. I 3. II	
					地域移行支援体制強化	1. なし 2. あり	
					リハビリテーション加算	1. なし 2. あり	
					個別計画訓練支援加算	1. なし 2. あり	
					短期滞在	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	
					精神障害者退院支援施設	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	
					通勤者生活支援	1. なし 2. あり	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					看護職員配置	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 2. I 3. II	
					夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III	
					社会生活支援	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数( )	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	
キャリアパス区分(※3)	1. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)	1. I 2. II						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
ピアサポート実施加算	1. なし 2. あり						
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
サービス管理責任者配置等(※7)	1. なし 2. あり						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり						

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
					施設区分	1. 一般型 2. 資格取得型	
就労移行支援		1. 20人以下 2. 21人以上40人以下 3. 41人以上60人以下 4. 61人以上80人以下 5. 81人以上			施設区分		
					就労定着率区分 (※8)		1. 就職後6月以上定着率が5割以上 2. 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 3. 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 4. 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 5. 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 6. 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 7. 就職後6月以上定着率が0 8. なし (経過措置対象)
					定員超過		1. なし 2. あり
					職員欠如		1. なし 2. あり
					サービス管理責任者欠如		1. なし 2. あり
					標準期間超過		1. なし 2. あり
					身体拘束廃止未実施		1. なし 2. あり (障害者支援施設以外) 3. あり (障害者支援施設)
					虐待防止措置未実施		1. なし 2. あり
					業務継続計画未策定		1. なし 2. あり
					情報公表未報告		1. なし 2. あり
					福祉専門職員配置等		1. なし 2. I 3. II 4. III
					就労支援関係研修了		1. なし 2. あり
					視覚・聴覚等支援体制		1. なし 2. I 3. II
					精神障害者退院支援施設		1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制
					食事提供体制		1. なし 2. あり
					移行準備支援体制		1. なし 2. あり
					送迎体制		1. なし 2. I 3. II
					社会生活支援		1. なし 2. あり
					福祉・介護職員処遇改善加算対象		1. なし 2. あり
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象		1. なし 2. あり
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象		1. なし 2. あり
					キャリアパス区分 (※3)		1. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)		1. I 2. II
指定管理者制度適用区分		1. 非該当 2. 該当					
地域生活支援拠点等		1. 非該当 2. 該当					
高次脳機能障害者支援体制		1. なし 2. あり					

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
					評価点区分(※8)		
就労継続支援A型		1. 20人以下 2. 21人以上40人以下 3. 41人以上60人以下 4. 61人以上80人以下 5. 81人以上	1. 20人以下 2. 21人以上40人以下 3. 41人以上60人以下 4. 61人以上80人以下 5. 81人以上	1. I型(7.5:1) 2. II型(10:1)	評価点区分(※8)	1. 評価点が170点以上の場合 2. 評価点が150点以上170点未満の場合 3. 評価点が130点以上150点未満の場合 4. 評価点が105点以上130点未満の場合 5. 評価点が80点以上105点未満の場合 6. 評価点が60点以上80点未満の場合 7. 評価点が60点未満の場合 8. なし(経過措置対象)	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり	
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり(障害者支援施設以外) 3. あり(障害者支援施設)	
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり	
					情報公表未報告	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. I 3. II	
					重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II	
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数( )	
					賃金向上達成指導員配置	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					社会生活支援	1. なし 2. あり	
					就労継続A型利用者負担減免	1. なし 2. 減額( 円) 3. 免除	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)	1. I 2. II						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり						



提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
就労定着支援					就労定着支援利用者数	1. 利用者数が20人以下 2. 利用者数が21人以上40人以下 3. 利用者数が41人以上	
					就労定着率区分	1. 就労定着率が9割5分以上 2. 就労定着率が9割以上9割5分未満 3. 就労定着率が8割以上9割未満 4. 就労定着率が7割以上8割未満 5. 就労定着率が5割以上7割未満 6. 就労定着率が3割以上5割未満 7. 就労定着率が3割未満	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					支援体制構築未実施	1. なし 2. あり	
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
					業務継続計画未策定(※17)	1. なし 2. あり	
					情報公表未報告	1. なし 2. あり	
					就労定着実績	1. なし 2. あり	
					職場適応援助者養成研修了者配置体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
自立生活援助				1. 30:1未満 2. 30:1以上	サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					標準期間超過	1. なし 2. あり	
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
					業務継続計画未策定(※17)	1. なし 2. あり	
					情報公表未報告	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	
					居住支援連携体制	1. 非該当 2. 該当	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. I(キャリアパス要件(I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III(キャリアパス要件(I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分(※4)	1. I 2. II	
					ピアサポート体制	1. なし 2. あり	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等機能強化体制	1. なし 2. あり	

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
共同生活援助				1. 旧I型(4:1) 2. 旧II型(5:1) 3. I型(6:1) 4. 旧日中支援I型(3:1) 5. 旧日中支援II型(4:1) 6. 日中支援I型(5:1) 7. 外部II型(10:1)	施設区分	1. 介護サービス包括型 2. 外部サービス利用型 3. 日中サービス支援型	
					大規模住居 (※9)	1. なし 2. 定員8人以上 3. 定員21人以上 4. 定員21人以上 (一体的な運営が行われている場合)	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり	
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり	
					情報公表未報告	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. I 3. II	
					看護職員配置体制	1. なし 2. あり	
					夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III	
					夜間支援等体制加算I加配職員体制	1. なし 2. IV 3. V 4. VI 5. IV・V 6. IV・VI 7. V・VI 8. IV・V・VI	
					夜勤職員加配体制	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援職員配置 (※10)	1. なし 2. あり	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					強度行動障害者体験利用加算職員配置	1. なし 2. あり	
					医療連携体制加算 (VII)	1. なし 2. あり	
					通勤者生活支援	1. なし 2. あり	
					医療的ケア対応支援体制	1. なし 2. あり	
					居住支援連携体制	1. 非該当 2. 該当	
					移行支援住居体制 (自立生活支援加算 (III))	1. なし 2. あり	
					人員配置体制	1. なし 2. 7.5:1 3. 12:1 4. 20:1 5. 30:1	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※3)	1. I (キャリアパス要件 (I及びII及びIII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I及びII)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I又はII)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
					福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)	1. I 2. II	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
					ピアサポート実施加算	1. なし 2. あり	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
					障害者支援施設等感染対策向上体制	1. なし 2. I 3. II 4. I・II	
					中核の人材配置体制	1. なし 2. あり	
					高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり	

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分（※1）	人員配置区分 （※2）	その他該当する体制等	適用開始日
--------	-----	------	-------------------	----------------	------------	-------

- ※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。  
ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。  
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算  
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算  
自立訓練（機能訓練・生活訓練）・・・就労移行支援体制加算  
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算  
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算
- その場合、「多機能型等定員区分（加算）」には、以下の内容を設定する。  
生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。  
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。
- なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分（加算）」が同一の場合、「多機能型等定員区分（加算）」は設定しない。
- ※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。
- ※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。
- ※4 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。
- ※5 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。
- ※6 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。
- ※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。
- ※8 就労移行支援について、令和6年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。  
就労移行支援（養成）について、指定を受けた日から3年（修業年限が5年の場合は5年）を経過しない既存事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。  
就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。  
就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08:無し（経過措置対象）」を設定する。
- ※9 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上（一体的な運営が行われている場合）」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。
- ※10 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。
- ※11 居宅介護について、「特定事業所（経過措置）」欄は、特定事業所が「2. I」、「4. III」、「5. IV」の場合に設定する。  
行動援護について、「特定事業所（経過措置）」欄は、特定事業所が「2. I」、「3. II」、「4. III」、「5. IV」の場合に設定する。
- ※12 「地域移行等意向確認体制未整備」欄は、令和8年4月1日以降の場合に設定する。
- ※13 施設区分が「3. 生活訓練（宿泊型）」の場合、「身体拘束廃止未実施」欄は、「1. なし」、「2. あり」を設定する。また、「2. あり（障害者支援施設以外）」を「2. あり」と読み替える。
- ※14 「夜間看護体制（看護職員配置数）」欄は、看護職員1名の配置に加え、さらに1名以上配置している場合、その人数を設定する。  
例. 看護職員配置数が3名の場合、「夜間看護体制（看護職員配置数）」欄は、「2」を設定する。
- ※15 「地域体制強化共同支援加算対象」欄は、地域生活支援拠点等が「1. 非該当」の場合、「1. なし」または「2. あり」を設定する。  
地域生活支援拠点等が「2. 該当」の場合、「1. なし」を設定する。
- ※16 「常勤看護職員等配置（看護職員常勤換算員数）」欄は、少数点以下を切り捨てた人数を設定する。
- ※17 以下のサービスについて、「業務継続計画未策定」欄は、令和7年4月1日以降の場合に設定する。  
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

事務連絡  
令和5年10月20日

各 { 都道府県  
市町村 } 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課監査指導室  
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

### グループホームにおける食材料費の取扱い等について

日頃から厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、グループホームを運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について報道がなされたところです。

グループホームについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「国の定める指定基準」という。）において、利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ、サービス（食事等）の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないこととしており、各都道府県等の条例において、これを参酌した基準（以下「グループホームの指定基準」という。）が定められているところです。

事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることについては、国の定める指定基準に違反するものであり、各都道府県等の条例において定めるグループホームの指定基準への違反にも該当するものと考えられます。

各都道府県・市町村におかれては、グループホームにおける食材料費について、下記の点を踏まえつつ、適正な取扱いがなされるよう、管内市町村及びグループホームを運営する事業者に対して周知徹底するとともに、各自治体が行う監査等の場においても食材料費の徴収に関して適正な運用がなされているか確認いただくようお願いします。

また、グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、障害者虐待の防止、



障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 7 項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、「経済的虐待」（同項第 5 号）にも該当する可能性がありますので、こうした障害者虐待が疑われる場合には事実確認の徹底をお願いします。

また、食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についてもこれに準じて確認や対応を講じていただくようお願いします。

## 記

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

### 【担当】

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室  
地域移行支援係

電 話：03-5253-1111（内線）3045

mail：[chiiki-ikou@mhlw.go.jp](mailto:chiiki-ikou@mhlw.go.jp)

虐待防止対策係

電 話：03-5253-1111（内線）3149

mail：[soudan-shien@mhlw.go.jp](mailto:soudan-shien@mhlw.go.jp)

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課監査指導室

電 話：03-5253-1111（内線）3060 , 3067

mail：[s-kansashidou@mhlw.go.jp](mailto:s-kansashidou@mhlw.go.jp)

参照条文

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）（抄）

（利用者負担額等の受領）

第二百十条の四 （略）

2 （略）

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 （略）

三 光熱水費

四 日用品費

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第二百十一条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一～三 （略）

四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五～十 （略）

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～6 （略）

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 (略)

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 (略)

事 務 連 絡

令和5年11月10日

岡山市内障害福祉サービス事業所等 管理者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

## 身体拘束廃止未実施減算の取扱いについて

身体拘束廃止未実施減算の取扱いについては、令和3年度から市条例において身体拘束等の適正化に関する運営基準を改正したところです。

また、令和3年度指定障害福祉サービス等報酬改定においても、当該改正に伴い経過措置終了後の令和5年4月1日以降減算を適用することとされました。

令和5年度の実地指導において、減算対象となる事業所が確認されていますので、各事業所においては身体拘束等の適正化に関する取組みを適切に実施し、減算適用とされないよう留意してください。

記

### 1 減算が適用されるサービス種別

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所・重度障害者等包括支援・施設入所支援・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・共同生活援助

児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児入所支援

### 2 減算される単位数

1日につき5単位を所定単位数から減算

### 3 減算が適用される要件

以下の運営基準を満たさない場合に減算の適用が必要となります。

- (1) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること（定期的とは、少なくとも1年に1回以上）。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること（定期的とは、少なくとも1年に1回以上、新規採用時には必ず実施）。

#### 4 減算の適用期間

- ・減算の適用開始月：事実が生じた月の翌月

実地指導等により運営基準を満たしていない事実が確認された月の翌月が減算の適用開始月となります。

- ・減算の適用終了月：改善が認められた月

運営基準を満たしていない事実が生じた場合、事業者指導課あてに改善計画を提出いただき、その計画に基づいた改善状況を事実が生じた月から3月後に報告いただきます。

当該報告により改善が認められた月が減算終了月となります。

※ 適用期間の例 別紙 減算適用の考え方を参照してください。

(問い合わせ先)

岡山市保健福祉局高齢福祉部

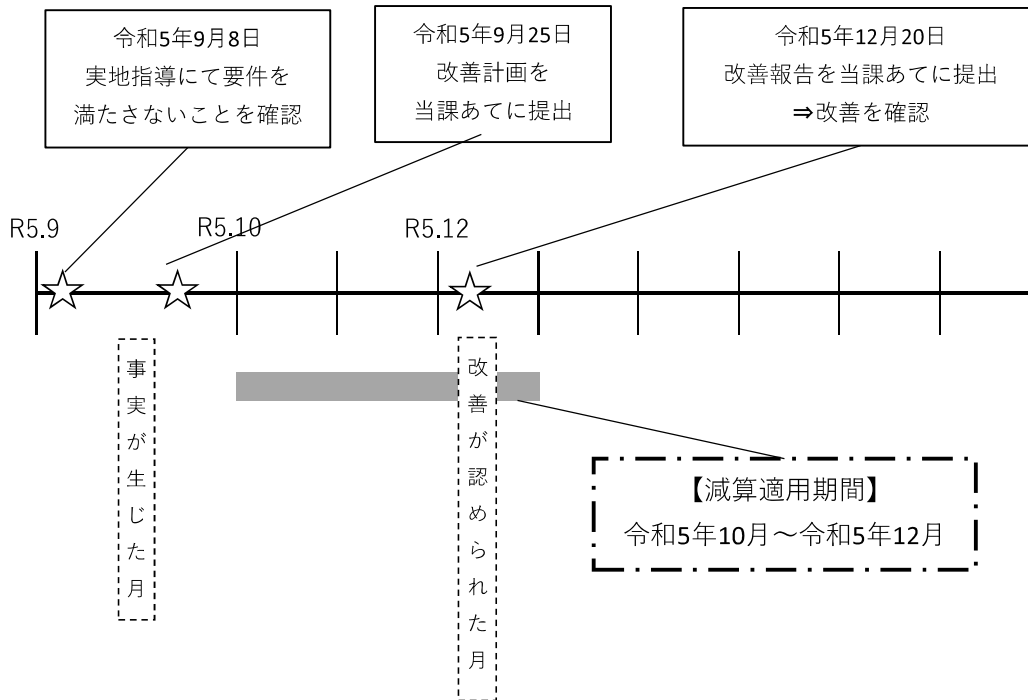
事業者指導課障害事業者係

TEL : 086-212-1015

FAX : 086-221-3010

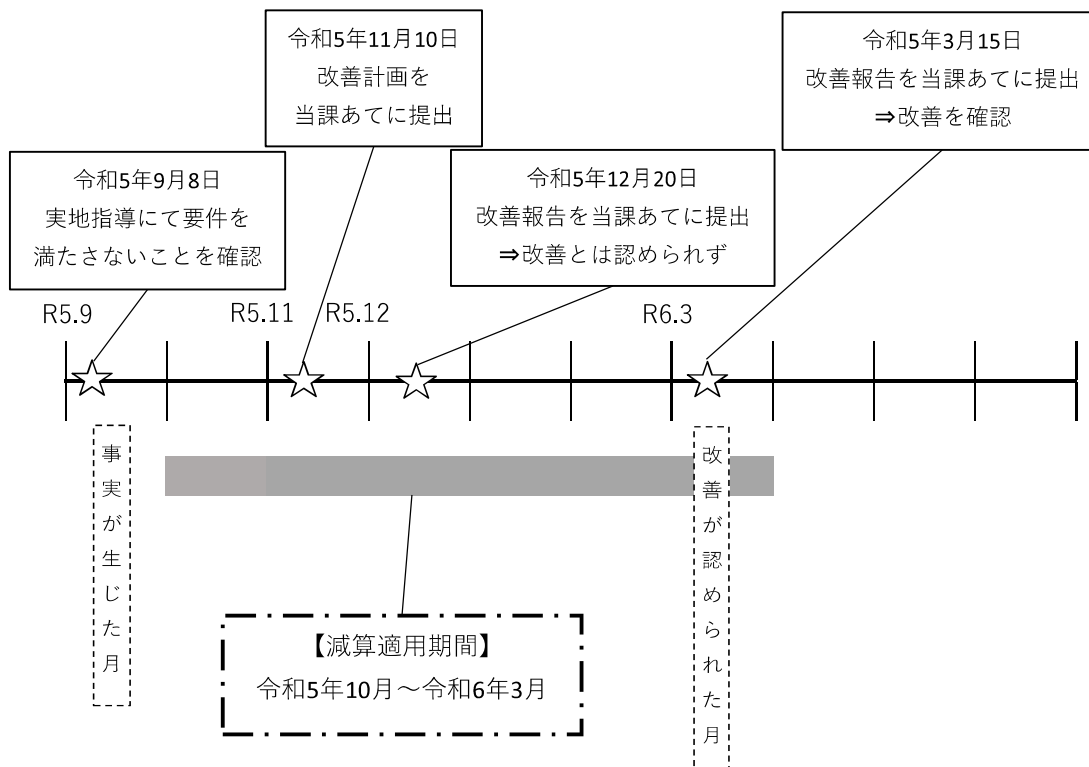
### ○参考1 減算適用の考え方

(事実発生の同月に改善計画を提出、初回改善報告で改善を認めた場合)



### ○参考2 減算適用の考え方

(事実発生の翌月に改善計画を提出、初回改善報告で改善を認められなかった場合)



## 重度障害者支援加算の拡充

## ①生活介護・施設入所支援の場合

見直し後	現行
<p>□ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 <u>360単位/日</u></p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日</p> <p>（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 <u>（一）に加え+150単位/日</u></p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は（一）※に加え+200単位/日</p> <p>ハ 重度障害者支援加算（Ⅲ）</p> <p>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 <u>180単位/日</u></p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+400単位/日</p>	<p>□ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>（一）<u>実践研修修了者が支援計画シート等の作成を行う体制を整えた場合</u> <u>7単位/日</u></p> <p>（二）<u>基礎研修修了者が行動関連項目10点以上の者に個別支援を行った場合</u> <u>180単位/日</u></p> <p>※ <u>個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日</u></p>

<p>(二) (一) を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合  <u>(一) に加え+150単位/日</u></p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は (一) ※に加え+200単位/日</p> <p>(注) ロ、ハの加算については、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。</p>	
---	--

## ②短期入所の場合

見直し後	現行
<p><u>イ 重度障害者支援加算 (I)</u></p> <p>(一) 区分6かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合  <u>50単位/日</u></p> <p>※ <u>実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合</u>  <u>+100単位/日</u></p> <p>(二) (一) を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合  <u>(一) に加え+50単位/日</u></p> <p><u>ロ 重度障害者支援加算 (II)</u></p> <p>(一) <u>区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合</u>  <u>30単位/日</u></p> <p>※ <u>実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合+70単位/日</u></p> <p>(二) (一) を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合  <u>(一) に加え+50単位/日</u></p>	<p>重度障害者支援加算</p> <p>区分6かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合  50単位/日</p> <p>※ 基礎研修修了者が支援を行った場合+10単位/日</p>



### ③共同生活援助の場合

見直し後	現行
<p>イ 重度障害者支援加算（Ⅰ）</p> <p>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 360単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日</p> <p>（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p> <p>（一）に加え+150単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は（一）※に加え+200単位/日</p> <p>ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 180単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+400単位/日</p> <p>（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p> <p>（一）に加え+150単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は（一）※に加え+200単位/日</p>	<p>イ 重度障害者支援加算（Ⅰ）</p> <p>生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 360単位/日</p> <p>ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 180単位/日</p>

## 共同生活援助における人員配置体制加算の創設について

### (介護サービス包括型)

#### イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (加配 12:1)

- (1) 区分 4 以上 83 単位
- (2) 区分 3 以下 77 単位

イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法<sup>\*</sup>で 12:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

#### ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (加配 30:1)

- (1) 区分 4 以上 33 単位
- (2) 区分 3 以下 31 単位

ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 30:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

#### ハ 人員配置体制加算(Ⅲ) (加配 12:1、個人単位特例) 84 単位

ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 12:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和 9 年 3 月 31 日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が 8 時間以上である場合にあっては、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

ニ 人員配置体制加算(IV) (加配 30:1、個人単位特例) 33 単位

ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 30:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和 9 年 3 月 31 日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が 8 時間以上である場合にあっては、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イからハまでを算定している場合は、算定しない。

(日中サービス支援型)

ホ 人員配置体制加算(V) (加配 7.5:1)

(1) 区分 4 以上 138 単位

(2) 区分 3 121 単位

ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 7.5:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

ヘ 人員配置体制加算(VI) (加配 20:1)

(1) 区分 4 以上 53 単位

(2) 区分 3 45 単位

ヘについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 20:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ホを算定している場合は、算定しない。

ト 人員配置体制加算(VII) (加配 7.5:1、日中住居以外)

(1) 区分 4 以上 131 単位

(2) 区分 3 以下 112 単位

トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で7.5:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ホ又はヘを算定している場合は、算定しない。

チ 人員配置体制加算(Ⅷ)（加配20:1、日中住居以外）

- (1) 区分4以上 50 単位
- (2) 区分3以下 42 単位

チについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で20:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ホからトまでを算定している場合は、算定しない

リ 人員配置体制加算(Ⅸ)（加配7.5:1、個人単位特例） 134 単位

リについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で7.5:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからチまでを算定している場合は、算定しない。

ヌ 人員配置体制加算(Ⅹ)（加配20:1、個人単位特例） 50 単位

ヌについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で20:1以上の世話人等を配置）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからリまでを算定している場合は、算定しない。

ル 人員配置体制加算(Ⅺ)（加配7.5:1、個人単位特例、日中住居以外） 128 単位

ルについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で7.5:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからヌまでを算定している場合は、算定しない。

ヲ 人員配置体制加算(XII)（加配20:1、個人単位特例、日中住居以外） 49単位

ヲについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で20:1以上の世話人等を配置）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからルまでを算定している場合は、算定しない。

（外部サービス利用型）

ワ 人員配置体制加算(XIII)（加配12:1） 73単位

ワについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

カ 人員配置体制加算(XIV)（加配30:1） 28単位

カについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ワを算定している場合は、算定しない。

※ 「特定従業者数換算方法」とは、従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として、本加算の算定に当たっての従業者の員数に換算する方法をいう。

## 就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について

※変更部分は下線部

<b>I 労働時間</b>		
<b>1日の平均労働時間の状況</b>	(評価要素) ・ 1日の平均労働時間	
(評価の視点) 「1日の平均労働時間」が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため、「1日の平均労働時間」により評価。		
(評価方法) 前年度において、雇用契約を締結していた利用者※の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における1日当たりの平均労働時間数によって8段階の評価を行う。		
【現行】		
7時間以上	: <u>80</u> 点	4時間以上4時間30分未満 : 40点
6時間以上7時間未満	: <u>70</u> 点	3時間以上4時間未満 : 30点
5時間以上6時間未満	: <u>55</u> 点	2時間以上3時間未満 : 20点
4時間30分以上5時間未満	: <u>45</u> 点	2時間未満 : 5点
【見直し後】		
7時間以上	: <u>90</u> 点	4時間以上4時間30分未満 : 40点
6時間以上7時間未満	: <u>80</u> 点	3時間以上4時間未満 : 30点
5時間以上6時間未満	: <u>65</u> 点	2時間以上3時間未満 : 20点
4時間30分以上5時間未満	: <u>55</u> 点	2時間未満 : 5点
※ 通常の事業所に雇用されている利用者であって、一時的に就労継続支援A型を利用している者は除く。		

<b>Ⅱ 生産活動</b>	<b>(評価要素)</b>
<b>生産活動収支の状況</b>	・ 前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況
<b>(評価の視点)</b>	
生産活動収支の状況が健全であることは、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の生産活動収支の状況に基づき評価を行う。	
<b>(評価方法)</b>	
<b>【現行】</b>	
前年度及び前々年度の各年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって4段階評価の評価。	
<p>前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 40点</p> <p>前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 25点</p> <p>前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 20点</p> <p>前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 5点</p>	
<b>【見直し後】</b>	
前年度、前々年度及び前々々年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって6段階評価の評価。	
<p>前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支がそれぞれ当該年度に利用者に支払う賃金の総額以上である : 60点</p> <p>前年度及び前々年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 50点</p> <p>前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 40点</p> <p>前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 20点</p> <p>前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : -10点</p> <p>前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額未満である : -20点</p>	

<b>Ⅲ 多様な働き方</b>	<p><b>(評価要素)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項</li> <li>② 当該就労継続支援A型事業所の利用者を、職員（利用者を除く）として登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項</li> <li>③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項</li> <li>④ フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項</li> <li>⑤ 1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項</li> <li>⑥ 早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項</li> <li>⑦ 時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項</li> <li>⑧ 従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項</li> </ul>
<p><b>多様な働き方に係る制度整備状況</b></p>	<p><b>(評価の視点)</b>          利用者の多様な働き方のニーズに対応できるかどうかは就労の機会の提供の観点で重要であることから、多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価を行う。</p>
<p><b>(評価方法)</b></p> <p><b>【現行】</b>          任意の5項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る。）で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により当該5項目に係る制度を活用した実績があった場合に、各項目ごとに評価値を2（実績がない場合は1）として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</p> <p>8以上の場合：35点    6又は7の場合：25点    1以上5以下の場合：15点</p> <p><b>【見直し後】</b>          評価項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る。）で定めている場合、1項目につき1点の評価とした上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</p> <p>5点以上の場合：15点    3点又は4点の場合：5点    2点以下の場合：0点</p>	



<b>IV 支援力向上</b>	<p><b>(評価要素)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況</li> <li>② 外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況</li> <li>③ 障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況</li> <li>④ 販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況</li> <li>⑤ 昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況</li> <li>⑥ 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況</li> <li>⑦ 前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況</li> <li>⑧ 国際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況</li> </ol>
<b>安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組</b>	<p><b>(評価の視点)</b></p> <p>職員が常に仕事に対して意欲的に臨めるようなキャリアアップの機会を組織として提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備につとめることは、基礎となる職員の支援力を高め、利用者に対する支援の質の向上に繋がることから、支援力向上に係る取組の実施状況により評価を行う。</p>
<p><b>(評価方法)</b></p> <p><b>【現行】</b>  任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて別に定める算定方法に従い評価値として各1～2として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。  8以上の場合：35点　6又は7の場合：25点　1以上5以下の場合：15点</p> <p><b>【見直し後】</b>  各項目の取組実績に応じて1項目につき1点の評価とした上で、その合計に応じて以下3段階の評価。  5点以上の場合：15点　3点又は4点の場合：5点　2点以下の場合：0点</p>	

※ Vについては変更なし

<b>V 地域連携活動</b>	<p><b>(評価要素)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元企業と連携した高付加価値の商品開発や販売の取組の有無</li> <li>・ 施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した事業や取組</li> </ul>
<b>地域連携活動の実施状況</b>	<p><b>(評価の視点)</b></p> <p>事業所がその事業を展開する中で、利用者と地域との接点や関係を作り、地域での利用者の活躍の場を広げていくことは、利用者がそこで暮らし、自立した生活を実現していく上でも大切なことから、事業所における地域と連携した事業や取組（地域連携活動）の実施状況により評価を行う。</p>
<p><b>(評価方法)</b></p> <p>前年度に実施した地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した取組について、当該取組をまとめた報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該報告書において連携先である地元企業等から当該取組が地域連携活動である旨の意見又は評価が付されていることをもって評価する。</p> <p>1事例以上ある場合　：　10点</p>	

<b>VI 経営改善計画【新規】</b>	<b>(評価要素)</b>
<b>経営改善計画の作成状況</b>	・ 経営改善計画の作成及び提出の有無
<p><b>(評価の視点)</b>  指定基準に従った適切な事業運営を行うことは、障害福祉サービス提供事業所として必須事項であり、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の経営改善計画の作成状況に基づき、スコアの減算方式を導入し、評価。</p>	
<p><b>(評価方法)</b>  <b>【新規】</b>  経営改善計画の作成状況に基づき評価。</p> <p>経営改善計画を提出期限までに未提出の場合 -50点</p>	

<b>VII 利用者の知識・能力の向上【新規】</b>	<b>(評価要素)</b>
<b>利用者の知識及び能力の向上に向けた取組の状況</b>	・ 利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価
<p><b>(評価の視点)</b>  事業所が利用者の知識及び能力の向上を図ることは、利用者の一般就労に向けた意欲の創出や利用者の社会参加において、重要な取組であることから、その取組状況を評価する。</p>	
<p><b>(評価方法)</b>  <b>【新規】</b>  前年度において、就労継続支援A型事業所等が利用者の知識及び能力の向上に向けた支援を行い、当該支援の具体的な内容を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表していることをもって評価する。</p> <p>取組が1以上ある場合 : 10点</p>	

【現行】

項目	点数	
I 労働時間	5点 ~ 80点	
II 生産活動	5点 ~ 40点	
III 多様な働き方	0点 ~ 35点	
IV 支援力向上のための取組	0点 ~ 35点	
V 地域連携活動	0点 ~ 10点	

【見直し後】

項目	点数	
I 労働時間	5点 ~ 90点	
II 生産活動	-20点 ~ 60点	
III 多様な働き方	0点 ~ 15点	
IV 支援力向上	0点 ~ 15点	
V 地域連携活動	0点 ~ 10点	
VI 経営改善計画【新規】	-50点 ~ 0点	
VII 利用者の知識・能力の向上【新規】	0点 ~ 10点	

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

## 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ  
＜職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
  - 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設  
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
  - 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）  
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
  - 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）  
＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等＞
  - 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）  
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
  - 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し  
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞
  - 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し  
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞
  - 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）  
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞
- ## 2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）
- 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価  
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
  - 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加  
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上＞
  - 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し  
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

## 3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入  
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）  
＜人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価  
＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等＞
- 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進  
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

## 4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価  
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等＞
- 施設における10人規模の利用定員の設定  
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設  
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価  
＜自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し  
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ  
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

## 5 訓練系サービス

### (自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練))

- 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価  
＜個別計画訓練支援加算(Ⅰ)【新設】47単位/日 等＞
- ピアサポートの専門性の評価  
＜ピアサポート実施加算【新設】100単位/月＞

## 6 就労系サービス

### (就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型 ・就労定着支援・就労選択支援)

- 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し  
＜利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上＞
- 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し  
＜就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し＞
- 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し  
＜就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等＞
- 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し  
＜就労定着支援の基本報酬の見直し＞
- 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定  
＜就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日＞

## 7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実  
＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞
- 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価  
＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月  
⇒ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 300単位/月・100単位/月＞
- 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充  
＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150~300単位/月 等＞

## 8 障害児支援

### (児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- 児童発達支援センター等における中核機能を評価  
＜中核機能強化加算【新設】22単位~155単位/日  
中核機能強化事業所加算【新設】75単位~187単位/日＞
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進  
＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等＞
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入  
＜児発・放デイの基本報酬の見直し 〉
- 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実  
＜入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等＞
- 家族支援の評価を充実  
＜事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(ワライ)60単位)、延長支援加算の見直し 等＞
- インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)  
＜訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日＞
- 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実  
＜小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186~320単位/日  
サライト型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等＞